

堺市監査委員公表第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

市民人権局

(市民生活部、人権部、男女共同参画推進部)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年7月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民生活部 戸籍住民課

(1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写し等の郵便による請求等に係る戸籍・住民基本台帳等手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 市民生活部 市民協働課

(1) 地域安全推進事業(本庁)について

堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例に基づき、地域安全推進事業(本庁)を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 男女共同参画推進部 男女共同参画センター

(1) 総務使用料（男女共同参画センター施設使用料）について

堺市男女共同参画センター条例に基づき、施設使用料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 徴収金収入（講座等受講料）について

堺自由の泉大学において市民啓発コース別講座等を実施し、受講生から一部負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類

男女共同参画センターエレベーター設備保守点検業務について、仕様書では、受注者は契約締結後速やかに、点検に必要な資格等証明書や作業計画、安全対策等を含んだ受注業務計画書を提出し、本市の承諾を得ることとされている。

しかし、受注業務計画書の提出を受けておらず、点検に必要な情報等がないまま、本業務が履行されていた。

また、過年度の契約においても、受注業務計画書の提出を受けておらず、少なくとも平成 27 年度以降は、上記と同様の状況になっていた。

（男女共同参画推進部 男女共同参画センター）

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

[補助金の対象経費について（意見）]

堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置事業補助金交付要綱では、防犯カメラ、録画装置、モニターの購入等に係る費用を補助対象経費としており、消費税額を含めた対象経費の2分の1（上限10万円）を市内事業者等に対して補助することとしている。

消費税の制度上、課税仕入れに係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額から控除（以下「仕入税額控除」という。）されるものである。補助事業者が補助対象となる課税仕入れを行い、確定申告において仕入税額控除した場合には、補助金収入は課税売上げではないため、課税仕入れに係る消費税額を実質的に負担しておらず、当該消費税額を補助対象経費とすることは適切ではない。

以上のような場合を想定して、同要綱において、消費税の取扱いを整理されたい。

（市民生活部 市民協働課）

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

堺市献血推進協議会事業金の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者としていないとされているにもかかわらず、収支整理者が同団体への補助金の支出手続を行っていた。

イ 領収証の取扱い

日赤社資の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、公金外現金取扱管理者は領収証用紙に一連番号を付すこととされているにもかかわらず、領収証用紙に一連番号を付していなかった。

（以上 市民生活部 市民協働課）

ウ 金銭出納帳の記載

堺市人権教育推進協議会の事務事業費（企業部会会費会計）の事務で扱っている公金外現金の金銭出納帳に、令和3年8月3日から9月21

日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載が行われていなかった。

(人権部 人権推進課)